

【新設】(仮受消費税等又は仮払消費税等と異なる金額で経理をした場合の取扱い)

3の2 法人が行う取引に係る消費税等の経理処理について税抜経理方式によっている場合において、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定めるところにより法人税の課税所得金額を計算することに留意する。

(1) 仮受消費税等の額又は仮払消費税等の額を超える金額を取引の対価の額から区分して経理をしている場合 その超える部分の金額を売上げ等の収益に係る取引の対価の額又は固定資産等の取得に係る取引若しくは経費等の支出に係る取引の対価の額に含める。

(Ⅱ) 減価償却資産の取得に係る取引において仮払消費税等の額を超えて取引の対価の額から区分して経理をしたことによりその取得価額に含まれることとなる金額につき損金経理をしている場合には、その損金経理をした金額は法第31条第1項《減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法》に規定する「償却費として損金経理をした金額」に含まれるものとする。

(2) 仮受消費税等の額又は仮払消費税等の額に満たない金額を取引の対価の額から区分して経理をしている場合 その満たない部分の金額を売上げ等の収益に係る取引の対価の額又は固定資産等の取得に係る取引若しくは経費等の支出に係る取引の対価の額から除く。

【解説】

1 本通達は、法人が行う取引に係る消費税等の経理処理を税抜経理方式で行っている場合において、あるべき仮受消費税等の額又は仮払消費税等の額と異なる金額で会計上経理をした場合の取扱いを明らかにするものである。

2 インボイス制度導入後においては、仕入税額控除の対象となる課税仕入れに係る消費税額は、適格請求書又は適格簡易請求書の記載事項に基づき計算した金額その他の政令で定めるところにより計算した金額とされ、免税事業者等から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができなくなる(28年改正法による改正後の消法30①)。

この点、インボイス制度導入後は、免税事業者等からの課税仕入れについて課税仕入れ等の税額がなく、取引の対価の額と区分される消費税等の額がないため、取引の対価の額に基づき法人税の課税所得金額の計算を行うことになるのであるが、仮にインボイス制度導入前どおりに仮払消費税等を計上する経理が行われた場合には、その経理が行われた金額はその事業年度の損金の額に算入されるのではないかとの疑義があった。

このため、法人税の課税所得金額の計算に適用する仮受消費税等の額及び仮払消費税等の額について法人税に関する法令の規定と同様に定義を置くこととし、これと異なる金額で経理が行われた場合には、その差額をその取引の対価の額に算入して法人税の課税所得金額の計算を行うことを本通達において明らかにした。

3 具体的には、法人が行う取引に係る消費税等の経理処理について、税抜経理方式

によっている場合において、新消費税経理通達 1 (12) 又は(13)《用語の意義》で定義した仮受消費税等の額若しくは仮払消費税等の額を超える金額又はこれらの金額に満たない金額で経理をしているときは、その超える金額を取引の対価の額に含めて、又はその満たない金額を取引の対価の額から除いて法人税の課税所得金額の計算を行うこととなる。

なお、減価償却資産の取得に係る取引において新消費税経理通達 1 (13)で定義した仮払消費税等の額を超える金額で経理をしたことによりその取得価額に含まれることとなる金額につき損金経理をしている場合には、その損金経理をした金額は「償却費として損金経理をした金額」に含まれるものとして減価償却費の損金算入額の計算が行われることを注書において明らかにした。